大学機関別認証評価

2005年12月17日 大学評価・学位授与機構 荻 上 紘 一

大学の質の新たな保証システムの構築

大

学

従来の仕組み 学部等の新設 国が全て認可 審議会 設置申請 可 大 文 部 科 設置後の質保証 学 自己点検・評価のみ 大 学 臣 違法状態の是正 学校閉鎖命令のみ

学校閉鎖命令

こう変わりました

平成16年度以降

設置認可 の見直し

第三者評価 制度の導入

段階的な 是正措置 学問の進展・社会の変化に対応した 機動的な組織改編を促進

授与する学位の種類及び分野 の変更を伴わない場合は届出

自己点検・評価や第三者評価により 継続的に教育研究水準を向上

評 価

評価結果 を公表

公正性 · 適確 評価機関 性を審査

認証

大学の自主性に配慮し段階的に是正

改善勧告·変更命令等

文 科 学 大

審

議

슺

学校教育法の改正

(2003年)

- 大学は、教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営および施設設備の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。
- ・大学は、教育研究等の総合的状況について、一 定期間ごとに認証評価機関の評価を受ける(認 証評価)。
- 認証評価は、認証評価機関が定める評価基準に 従って行う。

平成16年度以降の大学評価

- 認証評価(大学の質の保証等に関わる評価)
 - ◆機関別認証評価(国公私立大学、高等専門学校)
 - 専門分野別認証評価(法科大学院など専門職大学院)
- 国立大学法人評価(国立大学、大学共同利用機関の教育研究)

大学機関別認証評価の目的

- 認証評価機関が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証する。 (accreditation)
- 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てる。(evaluation)
- 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に分かり やすく示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営され ていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・ 促進していく。(accountability)

大学評価・学位授与機構が行う機関別認証評価の基本的な方針

- ・大学評価基準に基づく評価
- 教育活動を中心とした評価
- 各大学の個性の伸長に資する評価
- 自己評価に基づく評価
- ピア・レビューを中心とした評価
- 透明性の高い開かれた評価

大学評価基準の内容

- 大学評価基準は、教育活動を中心として、大学の総合的な状況を評価するため、11の基準で構成されており、各基準ごとに、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が盛り込まれている。
- 大学評価基準には、全ての大学を対象とする11の基準 のほか、希望する大学を対象とする選択的評価基準を 設けている。
- 各基準ごとに、その内容を踏まえて教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けている。なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定することもできる。

大学における自己評価

- 各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成する。
- 自己評価は、基準ごとに、その内容及び基本的観点に従って、大学全体として(必要に応じて学部・研究科等ごとに)、教育活動等の状況を分析し、記述する。
- 原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められる。
- 基本的な観点に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定し、その観点についての状況を分析し、記述することができる。
- 各大学の優れた点、改善すべき点などを自己評価し、記述する。

機構における評価(1)

- 基準ごとに、自己評価を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにする。また、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理する。
- 基準を満たしているが改善の必要が認められる場合や、 基準を満たしているもののうち、その取組が優れている と判断される場合には、その旨を指摘する。

機構における評価(2)

- 大学全体として、全ての基準を満たしている場合には、 機関としての大学が当機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表する。
- 一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として 大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公 表する。
- 選択的評価基準においては、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、大学が有するその基準に関わる目的の達成状況等について、評価する。

評価方法

- 評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。
- 書面調査は、各大学が作成する自己評価書(根拠資料・ データを含む)の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
- 訪問調査は、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施する。

意見の申立て

- 書面調査による分析結果を対象大学に通知し、質問事項等に対する説明の機会を設ける。
- 評価結果を確定する前に、評価結果(案)を対象大学に通知し、その内容等に 対する意見の申立ての機会を設ける。
- 申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定 する。
- 基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に申立ての審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行う。